

デジタルファーストの実装に向けた提案

2017年5月12日

Hello, Future!



デジタルファースト推進PT

— 目次 —

1. これまでの提言
2. 政府におけるデジタルファーストの推進状況
3. デジタルファースト実装における評価の観点
4. デジタルファースト実装の具体化
 - ・ 法人設立手続
 - ・ 社会保険手続
5. デジタルファースト実装に向けた分野横断的な課題
 - ・ API連携
 - ・ 法人電子認証
6. 一括整備法令による対面・書面規制の撤廃
7. デジタルファースト推進運動

1. これまでの提言

これまでも新経済連盟として、対面原則・書面原則の撤廃や電子政府の推進などデジタルファースト実現に向けた提言を行なってきた。

◆『最先端社会・スマートネーションの実現に向けて～データ利活用の環境整備～』 2016年4月28日

- ・ データの利活用 ・・官民データの利活用、流通市場の確立
- ・ デジタルファーストの徹底 ・・規制行政手続きコストの削減、法人関連手続きのデジタル化・オンライン化
- ・ 新経済・新産業発展のための環境整備 ・・新技術・新サービスの実践推奨
- ・ マイナンバー制度の利活用 ・・キラコンテンツの充実、スマホからの利用の早期実現

◆『IT利活用推進のために必要な法整備に係る具体的提案』 2015年10月30日

- ・ 基本理念や原則を定めた『**推進基本法**』の制定
- ・ IT利活用を妨げる制度・法令の『**一括整備法**』による措置
- ・ 電子署名、マイナポータル、電子私書箱に関する『**基盤整備法**』の整備

◆『マイナンバー制度を活用した世界最高水準のIT国家の実現に向けて』 2015年4月27日

- ・ 「IT前提社会」の実現／「IT利活用新法」の制定
- ・ マイナンバー制度の利活用徹底に関する工程表の作成
- ・ 医療・介護・健康分野でのマイナンバー制度の利活用
- ・ 個人番号カードの普及・利活用／新しい技術への対応
- ・ 効率的なIT投資の推進／標準化・効率化・シンプル化

2. 政府におけるデジタルファーストの推進状況

政府においてもデジタルファーストの推進が明確化され、計画が進みつつある。

◆ 官民データ活用推進基本法 第10条

行政手続に係るオンライン利用の原則化、民間事業者等の手続に係るオンライン利用の促進

● IT総合戦略本部

『規制制度改革との連携による行政手続・民間取引IT化に向けたアクションプラン（デジタルファースト・アクションプラン）』平成29年3月9日 中間整理 公表

・3原則：デジタルファースト・コネクテッドワンストップ・ワンズオンリー

・各種計画の策定：「行政手続オンライン化推進計画」「地方自治体のオンライン化促進に向けた方策」「民間取引オンライン化促進プログラム」（1年以内を目途に策定）

● 未来投資会議や規制改革推進会議においても、行政手続の簡素化・コスト削減のためのIT化、デジタル化の議論が進行している。

- 
- このような進捗を踏まえ、本提言では、デジタルファーストの実装を進めるために重視すべき観点、特に取り組むべき具体的分野について提案する。
 - 上記アクションプランに基づく各種計画等に盛り込まれ、実現されていくことを要望する。

3. デジタルファースト実装における評価の観点

3. デジタルファースト実装における評価の観点

- デジタルファーストの実装に向けて、進捗度合を下記のような観点から評価すべき。

①デジタル・オンライン原則

- ✓ 「オンライン手続も可」のようにデジタル化・オンライン化を副次的に認めるのではなく、デジタル・オンラインを原則とする。

②再徴求の禁止・バックヤード連携

- ✓ 個人や事業者が同じ情報の提出を何度も求められないことを基本に、行政機関間での情報共有を徹底する。
- ✓ 行政機関間の情報共有にあたっては、システム構築のコストが肥大化することがないように適切な技術や方法を用いる。

③デジタル完結を前提としたBPR実施

- ✓ 申請から処理まで一貫したデジタル化を前提として、各機関・各手続における業務フローや体制等の見直しを行う。

3. デジタルファースト実装における評価の観点(つづき)

④最新技術に照らした規制の見直し

- ✓ 対面・書面や押印が残る規制については、まずその必要性について再考する。
- ✓ 必要とされる場合には、電子署名等の最新技術に照らして技術中立的に検証し、原則として電子的手段を認める。
- ✓ その際、認印で認められていたものを公的個人認証による電子署名（実印相当）で置き換えるような規制強化とならないよう、相応の電子化とする。

⑤行政API×民間サービスの推進

- ✓ 行政は多様な利用環境（OSやモバイル、タブレット等のデバイス）への対応とともに、API開放を進める。
- ✓ ユーザインターフェイス・ユーザエクスペリエンスを重視する民間サービスとの連携を基本に、オンライン手続の利便性の向上・利用率の向上を図る。

4. デジタルファースト実装の具体化

4. デジタルファースト実装の具体化

- 上記の観点に基づき、ビジネスの現場からの改善要望が多く、デジタルファースト実装の効果が期待できる手続の具体的な例として、以下の項目について提案を行う。

- 法人設立手続
- 社会保険手続

4. デジタルファースト実装の具体化【法人設立】

<法人設立手順の課題>

一連の手続の中で対面・書面が残るため、オンライン・ワンストップサービスの開発につながらない。



4. デジタルファースト実装の具体化【法人設立】(つづき)

➤ 対面・書面が残る規制については以下のような見直しが必要となる。

✓ **電子定款認証：認証済定款の「面前」での受取**

(公証人法第62条ノ6第1項、第58条第1項)

➤ 公証役場での面前（対面）での受取の必要性について再検証し、オンラインでの受取を可能とする。

✓ **印鑑届出：「書面」の提出**（商業登記規則第9条）

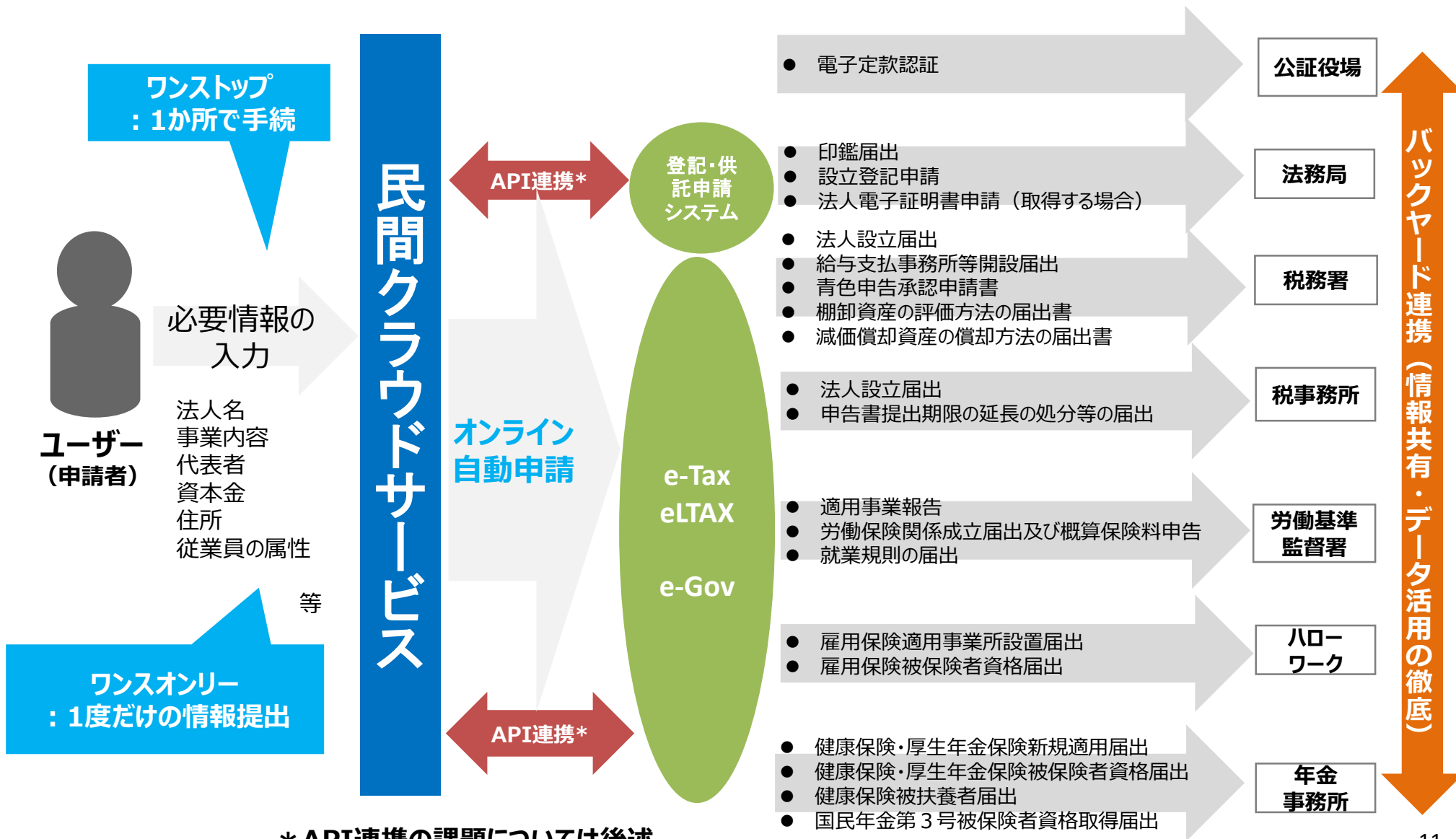
➤ 印影の鮮明さやサイズ固定の問題を解消できる技術を前提に、PDF等のデータのオンライン提出を認める。

✓ **法人電子証明書：「書面」による発行申請**（商業登記規則第33条の6第1項）

→電子証明書の取得等、法人電子認証の課題については後述。

4. デジタルファースト実装の具体化【法人設立】(つづき)

➤ 行政API×民間サービスによる、オンライン・ワンストップ法人設立手続きのイメージ



4. デジタルファースト実装の具体化 【法人設立】(つづき)

➤ KPIの設定

オンライン・ワンストップ化にあたっては、法人設立手続きが完了するまでの日数等についてKPIを設定し、各機関での処理にかかる時間の検証やバックヤード連携のあり方など具体的な検討を進めるべき。

➤ エストニアの例



トーマス・イルヴェス大統領
(当時)

イタリアでは法人設立登記に18ヶ月かかりますが、エストニアでは18分ですみます。
役員全員のIDを入力すればいいからです。



2014年3月6日
エストニア大統領と新経済連盟との意見交換会

4. デジタルファースト実装の具体化【社会保険手続】

＜社会保険手続の課題＞

- 年金、健康保険、雇用保険等の社会保険手続では、入社・退職や婚姻・離婚・出生・死亡といった本人・家族のライフイベントごとに、従業員-事業者-自治体-関係機関において、重複した情報を含む多量の書面やりとりが発生している。
- e-Govによって協会けんぽの手続はオンライン化されているが、約1500ある健康保険組合の手続は書面によって行なわれている。

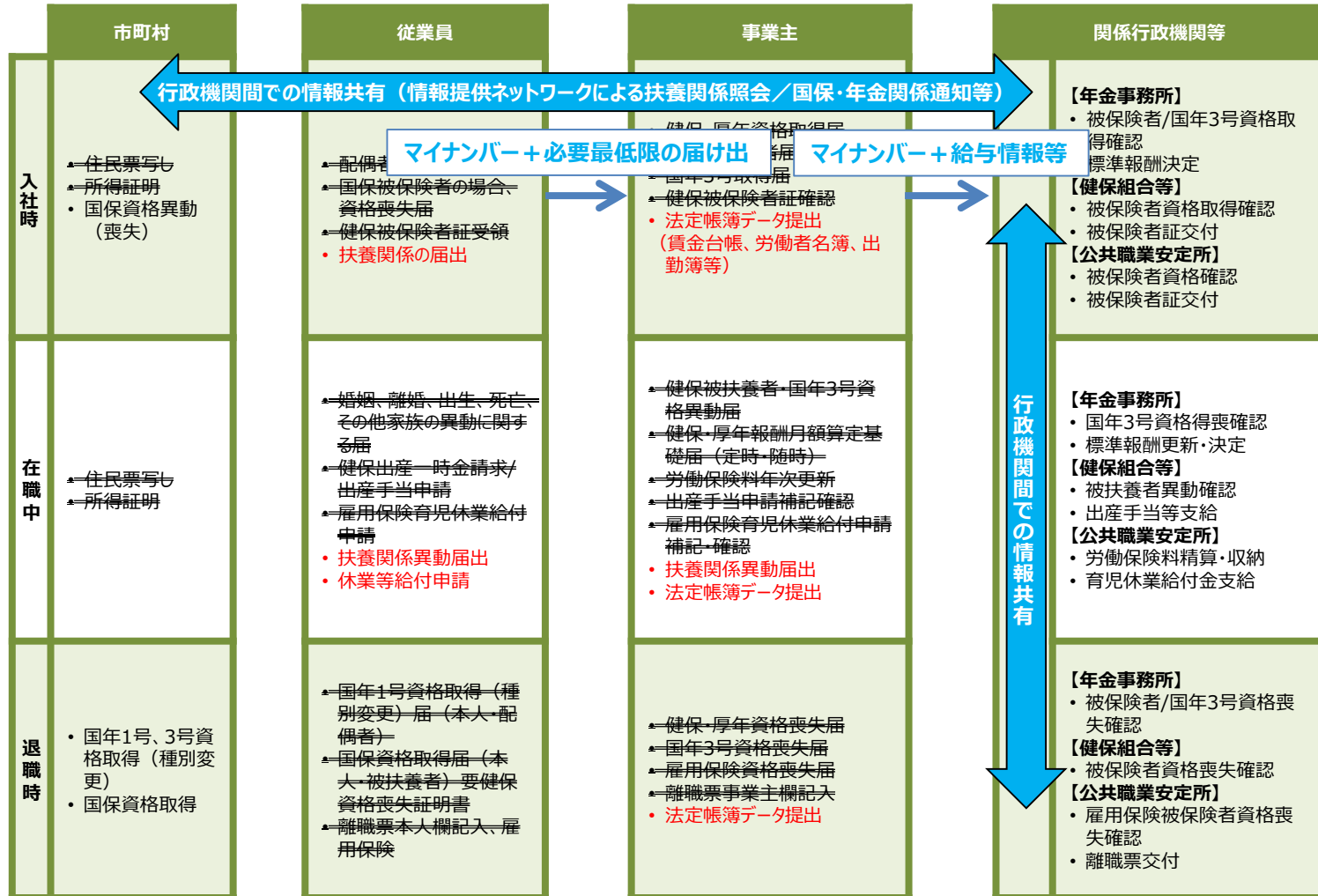


- 各手続のオンライン化と関係機関間のバックヤード連携を前提として、業務フローと体制の見直し（BPR）を行い制度全体を再構築すべき。
- e-Gov等の行政API×民間サービスの推進によって利便性の向上を図るべき。
（→API連携の課題については後述）
- 中小企業におけるバックオフィスの効率化を進めるためにも、各健康保険組合における手続のオンライン化を後押しする施策が必要。

(参考) 社会保険手続の見直し案の例

◆ 規制改革推進会議 投資等ワーキング・グループ（2017年4月20日）
『社会保険手続および社会保険料の算出方法について（村上専門委員提出資料）』より抜粋

- 「ワンスオンリー」の考え方にに基づき、一度提出させた情報は二度提出させない。行政機関間の情報共有で対応する。



5. デジタルファースト実装に向けた 分野横断的な課題

5. デジタルファースト実装に向けた分野横断的な課題

- デジタルファーストの実装に向けては、下記のような分野横断的な課題が存在する。

■ API連携

■ 法人電子認証

以下で、現状の課題を検証し改善策を提案する。

5. デジタルファースト実装に向けた分野横断的な課題【API連携】

<API連携の課題>

- 行政の外部連携APIは“開発者フレンドリー” かつ “使われるためのAPI” であるべきだが、民間の事業者からは改善を望む声が多い。
- 開発者向けの問い合わせ窓口が設けられているが、質問や要望への対応が充分とは言えない。

事業者から寄せられている声の例)

- 問い合わせから回答が来るまでに1週間かかり、その間開発を止めなくてはならなかった。
- e-Govの問い合わせ窓口は総務省だが、申請内容に関することは厚労省に問い合わせるよう回答された。当初から厚労省に問い合わせられるようにしてほしい。
- e-Tax,eLTAXもREST APIにほしい。
- 人名の漢字など利用可能な文字については、特殊な制限ではなく標準的な文字コードにしてほしい。
- テスト環境の開放時間（e-Govは24時間）が短く、長くしてほしい。
- テスト期に送信したファイルを別途送付しているが、不要としてほしい。
- 突然テスト環境が利用できなくなったことがあり、停止する際には事前に告知してほしい。
- 仕様書がアップデートされておらず、本番環境が変わっていたことがある。
- 申請の受理やエラーの通知について、サービスを介して自動のお知らせ機能が付けれるようにしたい。
- 他の開発者からも同様の質問をしている場合がある。回答や対応状況はWeb上で公開してほしい。 など

- 関係省庁・民間事業者・有識者等による検討の場の設置や、関係者によるコミュニティの育成等により、オープンな議論が行えるようにすべき。

5. デジタルファースト実装に向けた分野横断的な課題【法人電子認証】

<法人電子認証の課題>

オンライン手続に必須となる法人の電子証明書について、以下のような理由から取得が進んでいない。

- 登記所への発行申請がオンライン化されていない。
(発行申請書、発行申請ファイルが格納されたCD等、印鑑カードの持参/郵送が必要。)
- e-Tax、e-Govでは民間が発行する法人電子証明書も認められるが、認知度が低い。
- e-Tax、e-Govでは法人代表者の公的個人認証による電子証明書も認められるが、認知度が低い。

- 
- 登記所が発行する電子証明書については、申請から受付までオンライン完結する仕組みとすべき。
 - 民間の電子証明書や代表者の公的個人認証など、事業者にも電子証明書の選択肢をわかりやすく示すべき。
 - 社内の労務担当者などによる代理申請の利便性を高めるため、手続ごとに代理申請の届出書を添付するのではなく、民間による電子認証サービスの属性認証の仕組みを活用すべき。
 - また電子証明書による方法以外にも、複数要素による認証など、リスクに応じた認証のあり方についても検討すべき。

6. 一括整備法令による対面・書面規制の撤廃

6. 一括整備法令による対面・書面規制の撤廃

- 制定時の技術を前提として「対面（面前）」や「書面」を規定している法令について、一括整備法令（法解釈の通達等を含む）により、最新技術を用いた電子化を認める改正を行うべき。

＜一括整備法令による改正対象となる法令の例＞ ＊次ページに詳細を記述。

- 薬機法
- 会社法
- 金融商品取引法
- 宅地建物取引業法
- 借地借家法
- 労働契約法
- 著作権法
- 道路運送法
- 公証人法
- マネロン法
- 年齢確認を求める各種法令
- 等

- また、民民間の慣行として対面・書面が残っている取引についても対象とし、デジタル・オンラインを原則とすることを強力に推進すべき。

一括整備法令による改正対象となる法令の例（詳細）

対象となる法令	改正目的・内容	
薬機法4条、9条の3、36条の4、36条の6 等	薬局医薬品及び要指導医薬品の対面規制の撤廃	1. 処方箋薬、薬局医薬品、要指導医薬品に係る対面規制の削除 2. 「要指導医薬品」というカテゴリーの撤廃
電子処方箋の運用ガイドライン 等	処方箋の完全電子化	・現行は患者が処方箋IDが記載された『電子処方箋引換証』の紙を薬局に持参することとなっているが、医療機関から患者への処方箋のオンライン送信を可能にする。
会社法301条 等	株主総会の事業報告等のウェブ開示のデフォルト化	・株主総会招集と関係資料の提供につき、事業者側がウェブ開示をデフォルトの事業報告等のウェブ開示制度はあるものの、対象は限定されている。 ・世界的なペーパーレスの流れに遅れており、事業者側に多大なコストを負担させ、株主側に十分な検討時間を与えられない等の弊害がある。方法として選択できるようにする。
金融商品取引法 等	金融商品取引契約等における説明方法としての電子書面交付のデフォルト化	・金融商品取引契約等では、法令上、説明方法として、事業者側が電子交付をデフォルトの方法として選択できるようにする。
宅建業法上の解釈等	不動産取引の重要事項説明での対面原則の完全解禁	・ITを活用した不動産取引の重要事項説明について、社会実験の結果、賃貸は解禁されるがその他の分野についての解禁が課題として残っている。
宅地建物取引業法34条の2、35条、37条 等	不動産取引における重要事項説明書面等の電子化	・不動産取引における重要事項説明書面、媒介契約書面及び37条書面について現行法令上「書面」とのみあるのを電子署名したうえでの電磁的方法による交付も認めることとする。
借地借家法22条、38条、39条 等	借地借家契約の電子化	・借地借家方上、「書面」とのみあるのを電子署名したうえでの電磁的方法も認めることとする。

一括整備法令による改正対象となる法令の例（詳細）つづき

対象となる法令	改正目的・内容	
労働者派遣法施行規則21条3項、4項	労働者派遣契約の締結における書面記載という書面原則の撤廃	・労働者派遣契約の必要契約事項について契約当事者に対して書面に記載させることとしていることについて、電磁的手段でもよいこととする。
労働契約法4条、労働基準法施行規則5条、職業安定法施行規則4条の2 等	労働契約における労働条件の明示としての書面交付義務の見直し	・労働契約における労働条件の明示としての書面交付義務について見直し、適宜電子署名を活用することを含めて電磁的方法による交付を認めることとする。
労働者派遣法施行規則第26条、27条 等	労働者派遣における就業条件等の通知手段の拡大	・労働者派遣における就業条件の明示や派遣先・派遣労働者への通知等の方法として、ID・パスワードの発行によるインターネット上での情報提供や、派遣元と派遣先による共有システム上での情報共有等の手段を認める。
著作権法21条、35条 等	オンデマンド授業コンテンツにおける他者の著作物利用の際の権利制限規定の導入	・オンデマンド授業コンテンツにおいて、他者の著作物を使用する場合、権利者の権利を制限する規定を設ける。
著作権法	リバースエンジニアリングに関する著作権法上の適法性の明確化	・セキュリティ目的のリバースエンジニアリング(※)が著作権法で適法であることを確保するための所要の措置を講ずる。(※)Reverse engineering。ソフトウェアやハードウェアなどを解析・分解し、その仕組みや仕様、目的、要素技術などを明らかにすること。
道路運送法、関係通達	運行管理における対面点呼原則の撤廃	・現行法令では対面で点呼を実施するのが原則になっているが、必要なりすまし防止対策を講じた上で、ITの利用を全面的に認める。
公証人法第58条第1項、第62条ノ6第1項	電子定款手続のオンライン完結	・認証済の電子定款について、面前確認を見直し、公証役場から受取人へオンラインでの送付を認める。
犯罪収益移転防止法及び政省令 ほか年齢確認を求める法令、通達 等	本人確認のデジタル完結	・非対面での本人確認手段・依拠方法を多様に認める。

7. デジタルファースト推進運動

7. デジタルファースト推進運動

国全体としてのデジタルファースト推進に向けて、以下のような、実際の行動を伴う運動を提案する。

➤ 行政による率先したデジタル化

- 行政から国民・事業者が発する通知のデジタル化を徹底し、GPKI（政府認証基盤）の官職証明書を利用した電子署名の活用により、「書面＋公印」からの移行を進める。
- GPKIの官職証明書を利用した電子署名については、受領側（民間側）の環境が整わないことを理由にするのではなく、電子署名の検証ソフトウェアの配布など環境整備を推進する。

➤ 機運の醸成と意識改革

- 電子契約、電子署名等を官民で実行する『デジタルファースト推進月間』などで機運を高め、デジタル化を一気に進める契機を作る。
- 対面での会議の削減・廃止やWeb会議の積極活用など、新しい働き方と合わせてデジタルファーストを実感する機会を推奨し、社会全体の意識改革を進める。

Hello, Future!



新経済連盟

Japan Association of New Economy